

国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 建築基準法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案

国立市まちづくり条例（平成 28 年 3 月国立市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 57 条第 1 項第 4 号中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。